

平成29年度京都女性起業家（アントレプレナー）支援事業 業務仕様書

1 趣旨

府民の生活向上や地域社会・経済の活性化に寄与する女性の起業モデルのブラッシュアップ指導やビジネス交流フェアによる販路拡大、ロールモデル・取引先・女性起業家同士等のネットワーク構築の支援を実施し、女性の起業による地域・経済の活性化を図る。

2 委託業務名

平成29年度京都女性起業家（アントレプレナー）支援事業

3 業務の実施場所

京都府内

4 業務の内容

(1) 女性のビジネスプラン事業化支援

「京都女性起業家賞（アントレプレナー賞）」におけるビジネスプランのうち、優秀なプランの事業化を支援する。

ア 対象者

「京都女性起業家賞（アントレプレナー賞）」応募者（平成29年度応募予定者含む）等のうち、京都府が選定したビジネスモデル（7件以上）

イ 業務内容

京都府が選定した女性起業家のビジネスモデルに係る経営指導を行う。指導に当たっては、対象者との面談（相談）や打ち合わせを含め、ビジネスプランのブラッシュアップや販路拡大支援等必要な支援を一人につき原則一箇月に一回以上行うこと。

(2) 女性起業家のビジネスフェア等への出展

バイヤーや同業者・消費者等との商談・ビジネス連携などのマッチング・交流の機会を設けるため、ビジネスフェア等への出展を援助し、（インターネット媒体を含む）販路拡大の支援による経営発展を図る。

ア 対象者 京都府が選定したビジネスモデル（7件以上）

イ 開催回数 1回以上

ウ 業務内容

・フェア等出展者に係る広報

チラシ・ポスター・メディア広告等を用いて出展者・商品を広く周知すること。

・参加者へのブラッシュアップ等支援

フェアに参加する女性起業家に対し、出展商品の選定や販売方法、バイヤーとの交渉等について指導すること。

・ビジネス・マッチング支援

バイヤーや消費者等、フェア参加者のマッチング先の募集及び確保を行うこと。なお、ビジネス・マッチングについては30件以上の成立を目標とする。

・各種調整

女性起業家のフェア出展に係る主催者や関係機関等との調整を行うこと。なお、調整に当たっては、京都府とその都度協議すること。

エ その他

開催後速やかに、開催の状況（参加者数、参加企業数、アンケート）を速報で報告すること。

(3) 女性起業家のネットワーク構築交流会の開催

ビジネスにおける知識や経験が不足している女性起業家には、同じ立場の相談相手やロールモデルの存在が重要であり、交流・意見交換会等を通じネットワーク構築を支援することにより、新たな商品開発、大学シーズの活用、商談等につなげることで、更なる経営発展を図る。

ア 対象者 京都府内外の女性起業家、バイヤー、大学、商工団体 等

イ 開催回数 1回以上

ウ 業務内容

・交流会参加者募集及び募集に係る広報

女性起業家同士又はロールモデルとなる先輩起業家、バイヤーや商工団体等、女性起業家の事業展開に資するような参加者を広く募集すること。

・ネットワーク構築支援

参加者同士が継続して交流できるようネットワーク構築を支援すること。

・各種調整

交流会開催に係る各種の調整を行うこと。なお、調整に当たっては、京都府とその都度協議すること。

エ その他

開催後速やかに、開催の状況（参加者数、参加企業数、アンケート）を速報で報告すること。

(4) 上記(1)～(3)の業務に係る成果冊子を作成し、京都府に納品すること。

(5) 上記(1)～(3)の業務実施時期については、京都府と協議の上決定すること。

5 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費

- ア 賃金
- イ 通勤手当
- ウ 社会保険料等

(2) 委託業務に要する事業費

- ア 講師謝金
- イ 旅費
- ウ 消耗品費
- エ 印刷製本費

オ 燃料費
カ 会議費
キ 通信運搬費
ク 広告費
ケ 手数料
コ 保険料
サ 賃借料
シ 会場使用料
ス 府と協議して認められた経費

6 業務完了報告

本業務が完了したときは直ちに次の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。

- (1) 本事業の実施結果
- (2) 本事業に要した経費内訳

7 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (2) 本業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員や会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。
- (3) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議して決定するものとする。